

## 指定学科の卒業と同等の受験資格認定申請（国外学歴）

国外における学歴を有する者は、一定の条件を満たし、個別に大臣の認定を受けた場合、指定学科の卒業と同等の受験資格による受験が可能となります。認定を希望される方は、以下の書類を全て揃えて、受験申込とともに、下記指定試験機関まで送付下さい。特別な手続きが必要になりますので、申請前にあらかじめ指定試験機関にご連絡下さい。事前に連絡が無い場合、条件を満たしていても、審査が完了せず、受験出来ないことがあります。

### 必要書類

1. 浄化槽設備士受験資格認定申請書（国外学歴）（様式1）
2. 卒業証明書（和訳及び和訳の公証手続きが必要）（ <b>原本のみ、コピー不可</b> ）
3. 成績証明書（和訳及び和訳の公証手続きが必要）（ <b>原本のみ、コピー不可</b> ）
4. 履修科目一覧（様式2）
5. 履歴書（様式3）
6. 身分証明書（運転免許証のコピー、住民票等）（日本国籍の場合のみ必要）
7. 在留カードのコピー（外国籍の場合のみ必要）

### 【大臣認定の審査に関する注意事項】

- ・特別な手続きが必要になりますので、申請前にあらかじめ指定試験機関にご連絡下さい。
- ・申請にあたり、下記【大臣認定の申請条件】①②に該当しない場合には、書類をご提出頂いても、大臣認定の審査対象外となります。
- ・審査の結果によっては、受験資格が得られないことがあります。
- ・卒業証明書、成績証明書は**原本のみ**受け付けます（**コピーは不可**）。
- ・外国語の書類については、**和訳及び和訳の公証手続きが必要**です。
- ・申請者の現住所が国外の場合は申請できません。
- ・申請者への認定書の交付は行いません。認定された場合は指定試験機関から通知します。
- ・不合格となった場合、受験票の写しを受験申請書類に添付頂くことで、次回以降の再受験申請が可能です。

#### ※公証について

国民の私的な法律紛争を未然に防ぎ、私的法律関係の明確化、安定化を図ることを目的として、証書の作成等の方法により一定の事項を公証人に証明させる制度です。認定申請の際には、外国語の書類及びその和訳書類について、①署名又は記名押印の認証、②宣誓認証のいずれかの手続きが必要となります。詳細な公証手続きについては、お近くの公証役場にお問い合わせ下さい。

<参考：法務省 HP> <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji30.html>

### 【大臣認定の申請条件】

※①②に該当しない場合には、書類をご提出頂いても、大臣認定の審査対象外となります。

① 受験年3月末時点で、受験種目に関する次の期間の実務経験を有する見込みであること。

大卒：卒業後1年以上、短大卒・高専卒：卒業後2年以上

専門卒(「高度専門士」、「専門士」以外)・高卒：卒業後3年以上

② 国内の学校における指定学科<sup>※</sup>に相当する学科を修めたと認められること。

※ 指定学科：土木工学、衛生工学、電気工学、機械工学、建築学

〈問い合わせ・申請手続きに関して〉

公益財団法人 日本環境整備教育センター 03-3635-4881

〈制度について〉

国土交通省不動産・建設経済局 建設業課 技術企画室 TEL: 03-5253-8111 (24-755)